

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月18日

【四半期会計期間】 第143期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社百十四銀行

【英訳名】 The Hyakujushi Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 渡邊智樹

【本店の所在の場所】 香川県高松市亀井町5番地の1

【電話番号】 高松 087(831)0114(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 香川亮平

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目8番2号  
株式会社百十四銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(3271)1287

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 矢野博昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社百十四銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋三丁目8番2号)  
株式会社百十四銀行大阪支店  
(大阪府中央区南本町三丁目6番14号)

(注) 大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度
		中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	41,147	41,694	38,029	83,459	78,740
うち連結信託報酬	百万円				1	1
連結経常利益	百万円	1,024	2,934	5,857	9,346	8,171
連結中間純利益	百万円	810	1,897	3,225		
連結当期純利益	百万円				5,371	5,209
連結中間包括利益	百万円		2,946	229		
連結包括利益	百万円					2,529
連結純資産額	百万円	218,761	221,230	218,918	225,432	220,402
連結総資産額	百万円	3,714,309	3,760,523	3,902,727	3,844,792	3,862,071
1株当たり純資産額	円	664.53	670.16	660.32	684.40	666.04
1株当たり中間純利益金額	円	2.63	6.16	10.47		
1株当たり当期純利益金額	円				17.44	16.91
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.62	6.15	10.46		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円				17.43	16.90
自己資本比率	%	5.51	5.48	5.21	5.48	5.31
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.11	11.76	11.89	11.52	11.90
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	38,689	25,617	118,965	133,612	28,274
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,336	52,542	89,780	86,824	43,181
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,164	1,265	1,271	2,429	2,534
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	138,635	137,077	170,420	216,510	142,512
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	2,574 (700)	2,608 (688)	2,611 (674)	2,533 (697)	2,564 (682)
信託財産額	百万円	238	234	231	235	232

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
6. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。
7. 当中間連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成22年度中間連結会計期間及び平成22年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額につきましては、遡及処理後の数値を記載しております。
8. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第141期中	第142期中	第143期中	第141期	第142期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	35,995	36,887	33,454	73,238	69,134
うち信託報酬	百万円				1	1
経常利益	百万円	521	2,340	5,013	7,554	6,484
中間純利益	百万円	638	1,790	3,231		
当期純利益	百万円				4,887	4,890
資本金	百万円	37,322	37,322	37,322	37,322	37,322
発行済株式総数	千株	310,076	310,076	310,076	310,076	310,076
純資産額	百万円	201,399	202,774	199,589	207,215	201,292
総資産額	百万円	3,697,021	3,744,360	3,887,274	3,829,268	3,844,299
預金残高	百万円	3,139,572	3,171,835	3,311,794	3,178,019	3,305,007
貸出金残高	百万円	2,354,564	2,298,693	2,347,329	2,366,899	2,393,159
有価証券残高	百万円	974,867	1,107,112	1,163,208	1,066,646	1,092,873
1株当たり中間純利益金額	円	2.07	5.81	10.49		
1株当たり当期純利益金額	円				15.86	15.88
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	2.07	5.81	10.48		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円				15.86	15.87
1株当たり配当額	円	3.50	3.50	3.50	7.00	7.00
自己資本比率	%	5.44	5.41	5.13	5.41	5.23
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.87	11.46	11.56	11.25	11.59
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	2,156 (582)	2,174 (565)	2,165 (548)	2,102 (580)	2,115 (562)
信託財産額	百万円	238	234	231	235	232
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円	220	191	191	212	191

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。  
4. 第141期中(平成21年9月)及び第142期中(平成22年9月)の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。  
5. 当中間会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第142期中(平成22年9月)及び第142期(平成23年3月)の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額につきましては、遡及処理後の数値を記載しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

##### ・金融経済環境

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災の影響による原材料、部品等の供給不足や電力使用の制限及び原子力災害など、依然として厳しい状況が続きましたが、サプライチェーンの立て直しが進むにつれて、企業の生産活動が徐々に回復に向かい、個人消費も持ち直しつつあるなど、景気の一部に上向きの動きがみられるようになりました。

地元香川県におきましても、企業の生産活動は上向きつつあり、雇用・所得環境も改善するなど、景気の持ち直しの動きがみられました。

一方、金融面におきましては、急速な円高の進行などにより株価が下落し、当第2四半期連結会計期間末の円ドル相場は前連結会計年度末比6円50銭円高の76円65銭となり、日経平均株価は前連結会計年度末比1,054円81銭安の8,700円29銭となりました。また、長期金利の指標となる新発10年物国債利回りは株安の影響などにより、前連結会計年度末比0.235%低下して1.020%となりました。

##### ・業績(預貸金、有価証券・損益の状況)

###### (預金業務)

法人預金、個人預金が増加しました結果、当第2四半期連結会計期間末の預金残高は、前連結会計年度末比61億円増加して3兆3,070億円となりました。また、譲渡性預金を含めた総預金では、前連結会計年度末比263億円増加して3兆4,908億円となりました。

また、当第2四半期連結会計期間末の預り資産残高は、個人年金保険が増加しましたが、公共債及び投資信託の減少により、前連結会計年度末比39億円減少して3,608億円となりました。

###### (貸出業務)

法人向け貸出金、個人向け貸出金が増加しましたが、公共向け貸出金が減少しました結果、当第2四半期連結会計期間末の貸出金残高は、前連結年度末比477億円減少して2兆3,413億円となりました。

(有価証券)

債券運用による利息収益の確保に加え、相場変動への機動的な対応によるポートフォリオの収益性向上につとめました結果、当第2四半期連結会計期間末の有価証券残高は、前連結会計年度末比701億円増加して1兆1,623億円となりました。なお、当第2四半期連結会計期間末の「その他有価証券」の差引評価益は、前連結会計年度末比66億円減少して190億円となりました。

(損益)

経常収益

金利低下に伴う資金運用収益の減少に加え、国債等債券売却益及び株式等売却益の減少などによる、その他業務収益及びその他経常収益の減少などにより、当第2四半期連結累計期間の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比36億65百万円減少して380億29百万円となりました。

経常費用

その他業務費用及び営業経費などが増加しましたが、金利低下に伴う資金調達費用の減少及び株式等償却の減少などによるその他経常費用の減少により、当第2四半期連結累計期間の経常費用は、前第2四半期連結累計期間比65億87百万円減少して321億72百万円となりました。

経常利益、中間純利益

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は、前第2四半期連結累計期間比29億23百万円増加して58億57百万円となり、中間純利益は、前第2四半期連結累計期間比13億28百万円増加して32億25百万円となりました。

なお、当第2四半期連結累計期間におけるセグメント情報ごとの業績の状況は次のとおりであります。また、当行グループは、経常利益をセグメント利益としております。

銀行業セグメント

銀行業セグメントにおきましては、経常収益は前第2四半期連結累計期間比34億33百万円減少して334億54百万円を計上しました。これは、全事業セグメントの経常収益合計額の87.9%を占めております。また、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比26億74百万円増加して50億14百万円を計上しました。

リース業セグメント

リース業セグメントにおきましては、経常収益は前第2四半期連結累計期間比1億85百万円減少して39億78百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比23百万円増加して2億6百万円を計上しました。

その他事業セグメント

上記以外のその他事業セグメントにおきましては、経常収益は前第2四半期連結累計期間比2億62百万円増加して32億74百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比1億85百万円増加して8億41百万円を計上しました。

## 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、「国内業務部門」で231億25百万円、「国際業務部門」で15億41百万円となり、「合計」は、前第2四半期連結累計期間比2億17百万円減少して246億67百万円となりました。

また、役務取引等収支の「合計」は、前第2四半期連結累計期間比2億89百万円減少して36億30百万円となり、その他業務収支の「合計」は、前第2四半期連結累計期間比19億82百万円減少して7億66百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	23,386	1,498		24,884
	当第2四半期連結累計期間	23,125	1,541		24,667
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	25,896	1,948	217	27,627
	当第2四半期連結累計期間	24,794	1,825	157	26,462
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	2,510	450	217	2,742
	当第2四半期連結累計期間	1,669	283	157	1,795
信託報酬	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	3,812	106		3,919
	当第2四半期連結累計期間	3,537	92		3,630
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,950	145		5,095
	当第2四半期連結累計期間	4,756	126		4,882
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,137	38		1,176
	当第2四半期連結累計期間	1,218	34		1,252
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,924	824		2,748
	当第2四半期連結累計期間	93	673		766
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	2,398	824		3,222
	当第2四半期連結累計期間	805	684		1,489
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	473			473
	当第2四半期連結累計期間	711	10		722

(注) 1. 「国内」「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」「国際業務部門」で区分しております。

2. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際業務部門」に含めております。

3. 相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借に係る利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比2億13百万円減少して48億82百万円となりました。このうち為替業務に係る収益は17億62百万円と全体の36.0%を占めております。

また、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比76百万円増加して12億52百万円となりました。このうち為替業務に係る費用は3億23百万円と全体の25.7%を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,950	145	5,095
	当第2四半期連結累計期間	4,756	126	4,882
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	598	1	600
	当第2四半期連結累計期間	595		595
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,693	108	1,802
	当第2四半期連結累計期間	1,659	102	1,762
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	542		542
	当第2四半期連結累計期間	555		555
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	71		71
	当第2四半期連結累計期間	67		67
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	243	33	277
	当第2四半期連結累計期間	277	23	301
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,137	38	1,176
	当第2四半期連結累計期間	1,218	34	1,252
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	321	11	333
	当第2四半期連結累計期間	312	10	323

(注) 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。  
ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際業務部門」に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,091,657	75,744	3,167,402
	当第2四半期連結会計期間	3,226,628	80,419	3,307,048
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,591,347		1,591,347
	当第2四半期連結会計期間	1,664,293		1,664,293
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,466,487		1,466,487
	当第2四半期連結会計期間	1,528,822		1,528,822
うちその他	前第2四半期連結会計期間	33,822	75,744	109,567
	当第2四半期連結会計期間	33,512	80,419	113,932
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	180,850	252	181,103
	当第2四半期連結会計期間	183,838		183,838
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,272,508	75,997	3,348,505
	当第2四半期連結会計期間	3,410,467	80,419	3,490,886

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
2. 定期性預金 = 定期預金  
3. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。  
ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際業務部門」に含めております。



貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,292,579	100.00	2,341,303	100.00
製造業	444,391	19.38	454,985	19.43
農業, 林業	1,865	0.08	2,421	0.10
漁業	2,758	0.12	2,759	0.12
鉱業, 採石業, 砂利採取業	4,795	0.21	5,212	0.22
建設業	85,976	3.75	81,231	3.47
電気・ガス・熱供給・水道業	38,671	1.69	41,301	1.77
情報通信業	16,582	0.72	15,202	0.65
運輸業, 郵便業	124,008	5.41	124,691	5.33
卸売業, 小売業	322,577	14.07	338,562	14.46
金融業, 保険業	85,272	3.72	90,375	3.86
不動産業, 物品賃貸業	270,500	11.80	261,259	11.16
宿泊業	10,761	0.47	9,686	0.41
飲食業	17,018	0.74	17,235	0.74
医療・福祉	64,356	2.81	69,122	2.95
その他のサービス	101,653	4.43	93,695	4.00
地方公共団体	160,231	6.99	174,942	7.47
その他	541,153	23.61	558,611	23.86
特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	2,292,579		2,341,303	

(注)「国内」には、特別国際金融取引勘定分以外の「国際業務部門」を含めております。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	191	82.46	191	82.80
信託受益権	12	5.36	10	4.60
現金預け金	28	12.18	29	12.60
合計	232	100.00	231	100.00
負債				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	232	100.00	231	100.00
合計	232	100.00	231	100.00

(注)1. 共同信託他社管理財産 前連結会計年度 百万円、当中間連結会計期間 百万円

2. 元本補てん契約のある信託については、前連結会計年度及び当中間連結会計期間の取扱残高はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	30,475	27,921	2,554
経費(除く臨時処理分)	18,871	19,636	765
人件費	9,399	9,222	177
物件費	8,653	9,520	867
税金	818	893	75
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	11,604	8,285	3,319
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	11,604	8,285	3,319
一般貸倒引当金繰入額	505	1,468	963
業務純益	12,109	9,753	2,356
うち債券関係損益	1,910	17	1,893
臨時損益	9,769	4,739	5,030
株式等関係損益	3,964	204	3,760
不良債権処理額	5,679	4,810	869
貸出金償却	2,951	2,336	615
個別貸倒引当金繰入額	2,590	2,826	236
その他の債権売却損等	137	352	489
償却債権取立益		688	688
その他臨時損益	126	413	287
経常利益	2,340	5,013	2,673
特別損益	632	62	694
うち償却債権取立益	723		723
うち固定資産処分損益	15	14	1
うち減損損失	11	48	37
税引前中間純利益	2,972	4,951	1,979
法人税、住民税及び事業税	272	950	678
法人税等調整額	909	769	140
法人税等合計	1,182	1,719	537
中間純利益	1,790	3,231	1,441
与信費用	5,173	3,341	1,832

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支  
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額  
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却  
6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却  
7. 与信費用 = 一般貸倒引当金繰入額 + 不良債権処理費用

## 2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.48	1.38	0.10
(イ) 貸出金利回	1.74	1.61	0.13
(ロ) 有価証券利回	1.29	1.26	0.03
(2) 資金調達原価	1.22	1.17	0.05
(イ) 預金等利回	0.12	0.07	0.05
(ロ) 外部負債利回	1.11	0.70	0.41
(3) 総資金利鞘	0.26	0.21	0.05

(注) 1. 「国内業務部門」とは、円建取引(円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を除く)であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	11.29	8.24	3.05
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	11.29	8.24	3.05
業務純益ベース	11.78	9.70	2.08
中間純利益ベース	1.74	3.21	1.47

(注) 算定方法は以下のとおりであります。なお、純資産の部合計は新株予約権を控除しております。

$$\frac{\text{業務純益 又は 中間純利益}}{(\text{期首純資産の部合計} + \text{中間期末純資産の部合計}) \div 2} \times \frac{365}{183} \times 100$$

## 4. 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	3,171,835	3,311,794	139,959
預金(平残)	3,161,154	3,285,529	124,375
貸出金(未残)	2,298,693	2,347,329	48,636
貸出金(平残)	2,309,382	2,340,754	31,372

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,132,868	2,153,569	20,701
法人	1,016,255	1,146,784	130,529
合計	3,149,123	3,300,354	151,231

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 個人ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人ローン残高	452,402	462,270	9,868
住宅ローン残高	369,654	381,638	11,984
その他ローン残高	82,748	80,632	2,116

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,570,202	1,584,004	13,802
総貸出金残高	百万円	2,298,693	2,347,329	48,636
中小企業等貸出金比率	/ %	68.30	67.48	0.82
中小企業等貸出先件数	件	90,250	89,739	511
総貸出先件数	件	90,908	90,424	484
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.27	99.24	0.03

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	21	536	19	288
信用状	197	2,115	230	1,763
保証	1,222	23,968	1,079	19,646
合計	1,440	26,620	1,328	21,698

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	37,322	37,322
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	24,920	24,920
	利益剰余金	119,749	124,158
	自己株式( )	1,428	1,420
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	1,078	1,077
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権	49	91
	連結子法人等の少数株主持分	14,603	15,313
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	10,000	10,000
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )	123	81
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額( )		
	計 (A)	194,016	199,225
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	10,000	10,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	6,869	6,843
	一般貸倒引当金	12,297	10,928
	負債性資本調達手段等	27,000	27,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	27,000	27,000
計	46,167	44,771	
うち自己資本への算入額 (B)	46,167	44,771	
控除項目	控除項目(注4) (C)	176	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	240,007	243,997
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,852,511	1,866,985
	オフ・バランス取引等項目	86,926	83,646
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,939,437	1,950,632
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	100,550	99,785
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,044	7,982
	計 (E) + (F) (H)	2,039,988	2,050,418
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.76	11.89
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.51	9.71

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	37,322	37,322
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	24,920	24,920
	その他資本剰余金		
	利益準備金	12,402	12,402
	その他利益剰余金	103,755	107,960
	その他	10,000	10,000
	自己株式( )	1,428	1,420
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	1,078	1,077
	その他有価証券の評価差損( )		
	新株予約権	49	91
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額( )		
	計 (A)	185,944	190,198
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	10,000	10,000
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	10,000	10,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	6,869	6,843
	一般貸倒引当金	12,220	10,981
	負債性資本調達手段等	27,000	27,000
	うち永久劣後債務(注2)		
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	27,000	27,000	
計	46,090	44,824	
うち自己資本への算入額 (B)	46,090	44,824	
控除項目	控除項目(注4) (C)	176	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	231,858	235,022
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,837,315	1,852,797
	オフ・バランス取引等項目	87,576	83,706
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,924,891	1,936,504
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	97,039	96,275
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	7,763	7,702
	計 (E) + (F) (H)	2,021,931	2,032,779
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		11.46	11.56
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		9.19	9.35

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。



( )優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目(Tier1)に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし。 ただし平成30年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	年3.66%(平成30年1月まで固定) 平成30年7月以降は変動金利
発行総額	100億円(1口当たり10,000,000円)
払込日	平成20年2月7日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日(該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。)、但し、初回の配当支払日は平成20年7月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が「清算期間」中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示若しくは監督期間配当指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成20年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)、但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、(1)支払不能証明書が交付されていないこと、(2)分配制限に服すること、(3)当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、(4)当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

## (資産の査定)

## (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

## 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

## 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

## 3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

## 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

## 資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	14,255	10,828
危険債権	30,369	36,182
要管理債権	18,505	17,435
正常債権	2,282,972	2,325,640

## (2) キャッシュ・フローの状況

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、貸出金の減少及び譲渡性預金の増加などにより1,189億65百万円のプラスとなり、前第2四半期連結累計期間比では、1,445億82百万円の増加となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、有価証券の取得などにより897億80百万円のマイナスとなり、前第2四半期連結累計期間比では、372億38百万円の減少となりました。

また、「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、配当金の支払いなどにより12億71百万円のマイナスとなり、前第2四半期連結累計期間比では、6百万円の減少となりました。

これらの結果、「現金及び現金同等物」は、当第2四半期連結累計期間中279億7百万円増加し、当第2四半期連結累計期間末残高は1,704億20百万円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

日本経済は、東日本大震災の影響から徐々に持ち直しつつありますが、一方では、米国の景気減速懸念や欧州諸国の財政問題拡大による金融市場の混乱が続いており、景気の先行きには下振れのリスクが存在しています。また、銀行の自己資本規制強化の流れや国際会計基準への対応など、銀行経営を取り巻く環境は大きく変化しております。

当行では、このような環境の変化に積極的かつ柔軟に対応して安定した経営基盤を維持するとともに、円滑な資金供給を通じて地域社会の発展に貢献することが地域金融機関の使命であると認識しております。引き続き金融の円滑化に積極的に取り組み、更なる地域密着型金融を実践してまいります。

また、当行は、本年4月にスタートさせた中期経営計画「VALUE UP PLAN with Innovative Spirit(計画期間：平成23～25年度)」において、当行の5年後、10年後の目指すべき姿を見据えて、課題である収益力強化に向け、「営業力強化戦略」及び「市場運用力強化戦略」の2つの基本戦略に重点的に取り組んでおります。

あわせて、皆さまから揺るぎないご信頼をいただけますよう、環境保全や社会貢献等のCSR活動、コンプライアンスや顧客保護にかかる内部管理態勢の一層の充実に当行グループの総力を挙げて取り組んでまいります。

## (4) 研究開発活動

該当事項なし

なお、第2「事業の状況」に記載の課税取引には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

また、第2「事業の状況」に記載した将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	993,000,000
計	993,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	310,076,069	同左	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は1,000株であります。
計	310,076,069	同左		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数(個)	1,873 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	187,300 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月27日～平成53年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 279円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当行が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併、会社分割を行う場合その他これに準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

上記の規定にかかわらず、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合であっても、平成52年7月27日(権利行使期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日)以降は、一括して新株予約権を行使できる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たりの金額を 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

イ. 新株予約権者が権利を行使する前に、前記(注)3の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		310,076		37,322,654		24,920,447

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	16,870	5.44
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	10,000	3.22
日本ハム株式会社	大阪府中央区南本町3丁目6番14号	8,434 (注)1	2.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	6,645	2.14
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2丁目3番5号	5,952 (注)2	1.91
株式会社タダノ	香川県高松市新田町甲34番地	5,885	1.89
三井造船株式会社	東京都中央区築地5丁目6番4号	5,845 (注)3	1.88
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	5,762	1.85
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	5,720	1.84
百十四銀行従業員持株会	香川県高松市亀井町5番地の1	4,911	1.58
計		76,028	24.51

- (注) 1. 「日本ハム株式会社」の所有株式数のうち5,000千株は退職給付信託に拠出してありますが、議決権の指図権は同社が留保しております。
2. 「太平洋セメント株式会社」の所有株式数のうち5,952千株は退職給付信託に拠出してありますが、議決権の指図権は同社が留保しております。
3. 「三井造船株式会社」の所有株式数のうち2,000千株は退職給付信託に拠出してありますが、議決権の指図権は同社が留保しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等) (注)1	(自己保有株式) 普通株式 2,085,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他) (注)2	普通株式 305,910,000	305,910	同上
単元未満株式 (注)3	普通株式 2,081,069		同上
発行済株式総数	310,076,069		
総株主の議決権		305,910	

- (注)1. 「完全議決権株式(自己株式等)」は、全て当行保有の自己株式であります。  
 2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が14,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が14個含まれております。  
 3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式790株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 百十四銀行	香川県高松市亀井町 5番地の1	2,085,000		2,085,000	0.67
計		2,085,000		2,085,000	0.67

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。



1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	213,724	231,151
コールローン及び買入手形	12,056	5,365
買入金銭債権	27,884	27,792
商品有価証券	363	293
金銭の信託	-	5,000
有価証券	1,092,178	1,162,312
貸出金	2,389,079	2,341,303
外国為替	5,602	5,168
リース債権及びリース投資資産	17,521	16,898
その他資産	40,913	45,438
有形固定資産	44,470	45,569
無形固定資産	6,903	6,514
繰延税金資産	12,714	14,703
支払承諾見返	24,919	21,698
貸倒引当金	26,259	26,481
資産の部合計	3,862,071	3,902,727
<b>負債の部</b>		
預金	3,300,875	3,307,048
譲渡性預金	163,663	183,838
コールマネー及び売渡手形	12,139	14,295
借入金	54,025	70,870
外国為替	705	699
社債	10,000	10,000
その他負債	65,093	65,878
役員賞与引当金	15	-
退職給付引当金	1,191	892
役員退職慰労引当金	79	53
睡眠預金払戻損失引当金	502	486
偶発損失引当金	481	101
繰延税金負債	27	-
再評価に係る繰延税金負債	7,946	7,944
支払承諾	24,919	21,698
負債の部合計	3,641,669	3,683,808

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	37,322	37,322
資本剰余金	24,920	24,920
利益剰余金	122,015	124,158
自己株式	1,436	1,420
株主資本合計	182,822	184,980
その他有価証券評価差額金	15,113	11,226
繰延ヘッジ損益	76	94
土地再評価差額金	9, 7,266	9, 7,262
その他の包括利益累計額合計	22,303	18,394
新株予約権	75	91
少数株主持分	15,202	15,453
<b>純資産の部合計</b>	<b>220,402</b>	<b>218,918</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,862,071</b>	<b>3,902,727</b>

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
経常収益	41,694	38,029
資金運用収益	27,627	26,462
(うち貸出金利息)	19,908	18,729
(うち有価証券利息配当金)	7,480	7,516
役務取引等収益	5,095	4,882
その他業務収益	3,222	1,489
その他経常収益	5,748	<sup>1</sup> 5,194
経常費用	38,759	32,172
資金調達費用	2,742	1,795
(うち預金利息)	2,030	1,260
役務取引等費用	1,176	1,252
その他業務費用	473	722
営業経費	20,490	21,165
その他経常費用	<sup>2</sup> 13,876	<sup>2</sup> 7,235
経常利益	2,934	5,857
特別利益	862	113
固定資産処分益	9	6
退職給付制度終了益	-	107
償却債権取立益	727	-
負ののれん発生益	88	-
その他の特別利益	36	-
特別損失	118	270
固定資産処分損	16	221
減損損失	<sup>3</sup> 11	<sup>3</sup> 48
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	91	-
税金等調整前中間純利益	3,678	5,699
法人税、住民税及び事業税	803	1,306
法人税等調整額	567	664
法人税等合計	1,370	1,970
少数株主損益調整前中間純利益	2,307	3,729
少数株主利益	410	503
中間純利益	1,897	3,225

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,307	3,729
その他の包括利益	5,254	3,958
その他有価証券評価差額金	5,243	3,940
繰延ヘッジ損益	11	18
中間包括利益	2,946	229
親会社株主に係る中間包括利益	3,303	679
少数株主に係る中間包括利益	356	450

## (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	37,322	37,322
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	37,322	37,322
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	24,920	24,920
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	24,920	24,920
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	118,938	122,015
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,077	1,077
中間純利益	1,897	3,225
自己株式の処分	10	9
土地再評価差額金の取崩	2	3
当中間期変動額合計	811	2,142
当中間期末残高	119,749	124,158
<b>自己株式</b>		
当期首残高	1,452	1,436
当中間期変動額		
自己株式の取得	4	3
自己株式の処分	27	18
当中間期変動額合計	23	15
当中間期末残高	1,428	1,420
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	179,729	182,822
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,077	1,077
中間純利益	1,897	3,225
自己株式の取得	4	3
自己株式の処分	16	9
土地再評価差額金の取崩	2	3
当中間期変動額合計	834	2,158
当中間期末残高	180,564	184,980

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	23,754	15,113
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,189	3,887
当中間期変動額合計	5,189	3,887
当中間期末残高	18,565	11,226
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	6	76
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	11	18
当中間期変動額合計	11	18
当中間期末残高	17	94
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	7,300	7,266
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2	3
当中間期変動額合計	2	3
当中間期末残高	7,297	7,262
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	31,048	22,303
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,203	3,909
当中間期変動額合計	5,203	3,909
当中間期末残高	25,845	18,394
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	41	75
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	8	16
当中間期変動額合計	8	16
当中間期末残高	49	91
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	14,613	15,202
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	157	250
当中間期変動額合計	157	250
当中間期末残高	14,770	15,453

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	225,432	220,402
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	1,077	1,077
中間純利益	1,897	3,225
自己株式の取得	4	3
自己株式の処分	16	9
土地再評価差額金の取崩	2	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,037	3,641
当中間期変動額合計	4,202	1,483
当中間期末残高	221,230	218,918

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	3,678	5,699
減価償却費	1,795	2,117
減損損失	11	48
のれん償却額	21	21
貸倒引当金の増減( )	1,087	221
役員賞与引当金の増減額( は減少)	16	15
退職給付引当金の増減額( は減少)	66	299
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	13	25
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	26	16
偶発損失引当金の増減( )	63	379
資金運用収益	27,627	26,462
資金調達費用	2,742	1,795
有価証券関係損益( )	2,077	188
金銭の信託の運用損益( は運用益)	-	8
為替差損益( は益)	3,704	3,767
固定資産処分損益( は益)	6	215
商品有価証券の純増( )減	55	70
貸出金の純増( )減	69,144	47,776
預金の純増減( )	6,436	6,172
譲渡性預金の純増減( )	68,882	20,175
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	718	16,845
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	9,854	10,480
コールローン等の純増( )減	15,376	6,783
コールマネー等の純増減( )	4,273	2,155
外国為替(資産)の純増( )減	780	434
外国為替(負債)の純増減( )	278	6
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	1,357	622
資金運用による収入	27,665	26,456
資金調達による支出	3,453	2,646
その他	1,180	233
小計	22,764	122,421
法人税等の支払額	2,853	3,455
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,617	118,965



(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	203,692	271,887
有価証券の売却による収入	64,095	132,806
有価証券の償還による収入	91,865	57,431
金銭の信託の増加による支出	-	5,000
有形固定資産の取得による支出	3,355	2,526
無形固定資産の取得による支出	2,104	751
有形固定資産の売却による収入	648	145
無形固定資産の売却による収入	1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,542	89,780
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	4	3
自己株式の売却による収入	16	9
配当金の支払額	1,077	1,077
少数株主への配当金の支払額	199	199
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,265	1,271
現金及び現金同等物に係る換算差額	8	6
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	79,433	27,907
現金及び現金同等物の期首残高	216,510	142,512
現金及び現金同等物の中間期末残高	137,077	170,420

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 12社 会社名 日本橋不動産株式会社 百十四ビジネスサービス株式会社 株式会社百十四人材センター 百十四総合メンテナンス株式会社 百十四ワークサポート株式会社 百十四財田代理店株式会社 Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited 百十四リース株式会社 百十四総合保証株式会社 株式会社百十四ディーシーカード 株式会社西日本情報サービスセンター 株式会社西日本ジェーシーピーカード</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 会社名 百十四ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合 百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合 百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当なし</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当なし</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 会社名 百十四ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合 百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合 百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当なし</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 11社 7月末日 1社</p> <p>(2) 7月末日を中間決算日とするHyakujushi Preferred Capital Cayman Limited については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社への出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物：10年～50年</p> <p>その他：5年～15年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>なお、当行、連結子会社ともに定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産</p> <p>該当なし</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,851百万円(前連結会計年度末は33,968百万円)であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。なお、連結子会社は、簡便法を採用しているため、過去勤務債務及び数理計算上の差異は発生しておりません。</p> <p style="padding-left: 20px;">過去勤務債務 各発生連結会計年度に全額損益処理</p> <p style="padding-left: 20px;">数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(追加情報) 国内連結子会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けておりましたが、平成23年 4月に確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 本移行に伴う影響額は、「退職給付制度終了益」として、107百万円を特別利益に計上しております。</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の払戻に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(12) 収益及び費用の計上基準 リース業を営む連結子会社のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上については、リース料の受取時に「その他経常収益」及び「その他経常費用」を計上する方法によっております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号、以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
	<p>(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
	<p>(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
	<p>(16) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>

【会計方針の変更等】

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>

【追加情報】

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社への出資金826百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,681百万円、延滞債権額は43,235百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は398百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,841百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は65,156百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,368百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社への出資金787百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,413百万円、延滞債権額は44,783百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は785百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,660百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は65,643百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,386百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)												
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>197,467百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>30,383百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>10,800百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,106百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金及び敷金は1,353百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、866,236百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが797,036百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	197,467百万円	預金	30,383百万円	借入金	10,800百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>199,154百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>11,001百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>29,150百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,985百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金及び敷金は1,353百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、930,362百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが867,607百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	199,154百万円	預金	11,001百万円	借入金	29,150百万円
有価証券	197,467百万円												
預金	30,383百万円												
借入金	10,800百万円												
有価証券	199,154百万円												
預金	11,001百万円												
借入金	29,150百万円												

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,615百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 42,138百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は15,744百万円であります。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,238百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 41,973百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は15,488百万円であります。</p>



(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)			
<p>2. その他経常費用には、株式等償却4,528百万円、貸出金償却2,971百万円及び貸倒引当金繰入額2,466百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額11百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				<p>1. その他経常収益には、償却債権取立益696百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却2,358百万円及び貸倒引当金繰入額1,607百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額48百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>			
場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
香川県内	遊休資産及び処分 予定資産 3 か所	土地、建物 及び動産	11 (うち土地 4) (うち建物 6) (うち動産 0)	香川県内	遊休資産及び処分 予定資産 5 か所	土地、建物 及び動産	30 (うち土地 7) (うち建物 23) (うち動産 0)
合計			11 (うち土地 4) (うち建物 6) (うち動産 0)	香川県外	遊休資産及び処分 予定資産 3 か所	建物 及び動産	17 (うち建物 17) (うち動産 0)
				合計			48 (うち土地 7) (うち建物 40) (うち動産 1)
<p>当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>連結子会社については、各社の営業拠点毎に資産のグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>連結子会社については、各社の営業拠点毎に資産のグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	310,076			310,076	
合計	310,076			310,076	
自己株式					
普通株式	2,103	11	39	2,075	注1,2
合計	2,103	11	39	2,075	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の減少39千株は、新株予約権の権利行使によるもの38千株及び単元未満株式の買増請求によるもの0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権					49	
	合計					49	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,077	3.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	1,078	利益剰余金	3.5	平成22年9月30日	平成22年12月10日

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	310,076			310,076	
合計	310,076			310,076	
自己株式					
普通株式	2,102	11	27	2,085	注1,2
合計	2,102	11	27	2,085	

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。  
2. 普通株式の自己株式数の減少27千株は、新株予約権の権利行使によるもの26千株及び単元未満株式の買増請求によるもの1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オ プションとし ての新株予約 権					91	
合計						91	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,077	3.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	1,077	利益剰余金	3.5	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
187,721	231,151
定期預け金	定期預け金
50,092	60,092
普通預け金	普通預け金
429	375
その他	その他
122	262
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
137,077	170,420

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借手側)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項なし

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

該当事項なし

(貸手側)

(1)リース投資資産の内訳

前連結会計年度(平成23年3月31日)

リース料債権部分	17,880百万円
見積残存価額部分	1,886百万円
受取利息相当額	2,270百万円
リース投資資産	17,496百万円

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

リース料債権部分	17,159百万円
見積残存価額部分	1,813百万円
受取利息相当額	2,099百万円
リース投資資産	16,873百万円

(2)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係る リース料債権部分 (百万円)
1年以内	5	5,993
1年超2年以内	5	4,635
2年超3年以内	5	3,289
3年超4年以内	5	2,069
4年超5年以内	4	1,135
5年超		757

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係る リース料債権部分 (百万円)
1年以内	5	5,796
1年超2年以内	5	4,445
2年超3年以内	5	3,097
3年超4年以内	5	2,037
4年超5年以内	2	1,145
5年超	0	636

(3) リース会計基準等適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

リース取引開始日がリース会計基準等適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準等適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、リース会計基準等適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準等を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益が84百万円多く計上されております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

リース取引開始日がリース会計基準等適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準等適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、リース会計基準等適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準等を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益が68百万円多く計上されております。

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	213,724	213,724	
(2) コールローン及び買入手形	12,056	12,056	
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	363	363	
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	31	32	0
その他有価証券	1,088,441	1,088,441	
(5) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	2,389,079 24,164		
	2,364,914	2,382,340	17,425
資産計	3,679,532	3,696,958	17,426
(1) 預金	3,300,875	3,302,228	1,352
(2) 譲渡性預金	163,663	163,712	49
(3) コールマネー及び売渡手形	12,139	12,139	
(4) 借入金	54,025	54,074	49
(5) 社債	10,000	10,032	32
負債計	3,540,704	3,542,188	1,483
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	30,577	30,577	
ヘッジ会計が適用されているもの	(336)	(336)	
デリバティブ取引計	30,240	30,240	

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(\*3) 「買入金銭債権」、資産中の「外国為替」、「リース債権及びリース投資資産」及び負債中の「外国為替」につきましては、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

売買目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(4) 有価証券

株式及び債券は市場価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びブラックショールズ型オプションモデル等によるゼロフロアオプション価格等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

社債の時価は、当該社債の元利金の合計額を、同様の起債を行った場合において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産  
(4) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)(*2)	2,691
組合出資金 (*3)	1,013
合 計	3,705

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について60百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	231,151	231,151	
(2) コールローン及び買入手形	5,365	5,365	
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	293	293	
(4) 金銭の信託	5,000	5,000	
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	3	3	0
その他有価証券	1,158,761	1,158,761	
(6) 貸出金	2,341,303		
貸倒引当金 (*1)	24,586		
	2,316,716	2,342,212	25,495
資産計	3,717,292	3,742,788	25,496
(1) 預金	3,307,048	3,308,099	1,051
(2) 譲渡性預金	183,838	183,874	35
(3) コールマネー及び売渡手形	14,295	14,295	
(4) 借入金	70,870	70,928	57
(5) 社債	10,000	10,038	38
負債計	3,586,052	3,587,236	1,183
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	32,556	32,556	
ヘッジ会計が適用されているもの	356	356	
デリバティブ取引計	32,912	32,912	

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(\*3) 「買入金銭債権」、資産中の「外国為替」、「リース債権及びリース投資資産」及び負債中の「外国為替」につきましては、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。



(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

売買目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式及び債券は市場価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びブラックショールズ型オプションモデル等によるゼロフロアオプション価格等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

社債の時価は、当該社債の元利金の合計額を、同様の起債を行った場合において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)(*2)	2,603
組合出資金 (*3)	944
合 計	3,547

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について47百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

### (有価証券関係)

#### 1. 前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

財務諸表における注記事項である「子会社株式等及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式等 2,466百万円)」は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

#### 2. 当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

中間財務諸表における注記事項である「子会社株式等及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式等 2,428百万円)」は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

### 前連結会計年度

#### 1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	31	32	0
	小計	31	32	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	小計			
合計		31	32	0

## 2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	73,495	47,028	26,466
	債券	754,840	738,149	16,691
	国債	393,331	386,240	7,090
	地方債	198,901	192,523	6,378
	社債	162,608	159,385	3,223
	その他	49,814	48,637	1,177
	小計	878,151	833,815	44,335
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	43,334	51,641	8,306
	債券	116,394	117,518	1,124
	国債	98,315	99,287	971
	社債	18,079	18,231	152
	その他	50,560	59,782	9,222
	小計	210,289	228,943	18,653
合計		1,088,441	1,062,759	25,682

## 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,902百万円(株式3,506百万円、その他396百万円)であります。

なお、当行では、予め、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、時価が著しく下落したと判断するための基準を設定しており、その内容は以下のとおりであります。

連結会計年度末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付)等を勘案し判定しております。

当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	地方債	3	3	0
	小計	3	3	0
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	小計			
合計		3	3	0

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	63,290	43,699	19,591
	債券	924,456	904,996	19,460
	国債	516,159	507,797	8,361
	地方債	204,877	197,575	7,302
	社債	203,419	199,623	3,795
	その他	57,592	55,232	2,359
	小計	1,045,340	1,003,928	41,411
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	43,367	54,275	10,907
	債券	33,987	34,251	263
	国債	20,222	20,278	55
	地方債	4,037	4,046	8
	社債	9,727	9,926	199
	その他	36,065	47,234	11,168
	小計	113,420	135,761	22,340
合計		1,158,761	1,139,690	19,071

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、22百万円（株式22百万円）であります。

なお、当行では、予め、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、時価が著しく下落したと判断するための基準を設定しており、その内容は以下のとおりであります。

中間連結会計期間末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付）等を勘案し判定しております。

#### (金銭の信託関係)

前連結会計年度

該当事項なし

当中間連結会計期間

#### 1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）

該当事項なし

#### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	25,682
その他有価証券	25,682
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	10,375
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	15,306
( )少数株主持分相当額	192
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	15,113

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	19,071
その他有価証券	19,071
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	7,704
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,366
( )少数株主持分相当額	139
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	11,226

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	43,993	40,115	909	909
	受取変動・支払固定	43,993	40,115	565	565
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建	2,933	2,576	5	74	
買建	2,933	2,576	5	24	
	合計			354	394

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ	188,899	149,360	285	285
	為替予約				
	売建	52,017	27,861	2,232	2,232
	買建	67,540	29,108	1,772	1,772
	通貨オプション				
	売建	136,767	85,882	14,738	2,298
	買建	136,767	85,882	14,738	4,200
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			30,223	2,647

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
   割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし



## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

### (2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	外貨建金銭債権等	8,315		26
	資金関連スワップ		9,266		363
	合計				336

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第25号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

### (4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	46,272	41,839	1,007	1,007
	受取変動・支払固定	46,272	41,839	632	632
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建	2,905	2,740	4	78
買建	2,905	2,740	4	19	
	合計			383	433

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ	161,335	134,483	225	225
	為替予約				
	売建	58,112	20,542	5,908	5,908
	買建	61,745	21,615	5,715	5,715
	通貨オプション				
	売建	110,940	69,633	15,887	4,124
	買建	110,905	69,633	15,866	5,931
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			32,173	2,225

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

### (2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	外貨建金銭債権等	9,964		118
	資金関連スワップ		3,740		238
	合計				356

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第25号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

### (4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 25百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 159,000株
付与日	平成22年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年7月27日から平成52年7月26日まで
権利行使価格 (注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	1株当たり 315円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。  
2. 1株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 25百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 187,300株
付与日	平成23年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年7月27日から平成53年7月26日まで
権利行使価格 (注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	1株当たり 279円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。  
2. 1株当たりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、連結子会社においてリース業務をはじめとする金融サービスに係わる事業を行っており、当行及び企業集団を構成する個々の連結子会社がそれぞれ事業計画等を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当行グループは、当行及び個々の連結子会社を基礎とした業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。なお、「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行い、「リース業」は、連結子会社の百十四リース株式会社において、リース業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	36,665	3,837	40,502	1,192	41,694		41,694
セグメント間の内部経常収益	222	326	548	1,820	2,368	2,368	
計	36,887	4,163	41,051	3,012	44,063	2,368	41,694
セグメント利益	2,340	183	2,524	656	3,180	245	2,934
セグメント資産	3,744,362	25,240	3,769,603	28,388	3,797,991	37,468	3,760,523
セグメント負債	3,541,567	22,300	3,563,868	11,266	3,575,135	35,842	3,539,293
その他の項目							
減価償却費	1,428	59	1,487	157	1,645	150	1,795
資金運用収益	27,599	41	27,640	334	27,975	347	27,627
資金調達費用	2,892	143	3,036	44	3,080	337	2,742
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,776	1	1,778	2,951	4,729	36	4,765

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、クレジットカード業及び信用保証業を含んでおります。

3. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

### 1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、連結子会社においてリース業務をはじめとする金融サービスに係わる事業を行っており、当行及び企業集団を構成する個々の連結子会社がそれぞれ事業計画等を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当行グループは、当行及び個々の連結子会社を基礎とした業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。なお、「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行い、「リース業」は、連結子会社の百十四リース株式会社において、リース業務等を行っております。

### 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

### 3. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	33,243	3,551	36,795	1,233	38,029		38,029
セグメント間の内部 経常収益	210	426	637	2,040	2,677	2,677	
計	33,454	3,978	37,432	3,274	40,707	2,677	38,029
セグメント利益	5,014	206	5,220	841	6,062	205	5,857
セグメント資産	3,887,276	24,594	3,911,870	29,629	3,941,499	38,772	3,902,727
セグメント負債	3,687,665	21,324	3,708,990	11,895	3,720,886	37,077	3,683,808
その他の項目							
減価償却費	1,773	60	1,834	153	1,987	129	2,117
資金運用収益	26,428	56	26,484	305	26,789	327	26,462
資金調達費用	1,967	109	2,077	50	2,127	331	1,795
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,277	5	2,283	714	2,998	68	3,066

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、クレジットカード業及び信用保証業を含んでおります。

3. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	20,052	11,560	3,837	6,244	41,694

(注) 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,866	8,848	3,551	6,762	38,029

(注) 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項なし

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	48	-	48	-	48

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項なし

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項なし

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項なし

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項なし

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	666.04	660.32

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	220,402	218,918
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	15,277	15,544
(うち新株予約権)	百万円	75	91
(うち少数株主持分)	百万円	15,202	15,453
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	205,125	203,374
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	307,973	307,990

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額  
及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	6.16	10.47
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,897	3,225
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,897	3,225
普通株式の期中平均株式数	千株	307,990	307,981
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	6.15	10.46
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	104	234
うち新株予約権	千株	104	234
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり中間純利益金 額の算定に含めなかった潜在株式 の概要		-	-

(会計方針の変更)

当中間連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、6円15銭であります。

(重要な後発事象)

当行は、平成23年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、次のとおり決議いたしました。

取得対象株式の種類	当行普通株式
取得する株式の総数	2,000,000株(上限)
株式の取得価額の総額	800百万円(上限)
取得期間	平成23年11月14日～平成24年1月31日

2 【その他】

該当事項なし

3【中間財務諸表】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	213,633	231,087
コールローン	12,056	5,365
買入金銭債権	27,884	27,792
商品有価証券	363	293
金銭の信託	-	5,000
有価証券	1,092,873	1,163,208
貸出金	2,393,159	2,347,329
外国為替	5,602	5,168
その他資産	41,185	45,552
有形固定資産	39,541	40,309
無形固定資産	5,494	5,176
繰延税金資産	11,279	13,138
支払承諾見返	24,919	21,698
貸倒引当金	23,694	23,846
資産の部合計	3,844,299	3,887,274
<b>負債の部</b>		
預金	3,305,007	3,311,794
譲渡性預金	165,563	185,738
コールマネー	12,139	14,295
借入金	56,423	73,692
外国為替	705	699
社債	10,000	10,000
その他負債	58,352	60,491
未払法人税等	2,841	866
リース債務	855	1,907
資産除去債務	156	158
その他の負債	54,498	57,559
役員賞与引当金	15	-
退職給付引当金	948	742
睡眠預金払戻損失引当金	502	486
偶発損失引当金	481	101
再評価に係る繰延税金負債	7,946	7,944
支払承諾	24,919	21,698
負債の部合計	3,643,007	3,687,685

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	37,322	37,322
資本剰余金	24,920	24,920
資本準備金	24,920	24,920
利益剰余金	118,203	120,351
利益準備金	12,402	12,402
その他利益剰余金	105,801	107,949
固定資産圧縮積立金	234	234
別途積立金	100,161	103,161
繰越利益剰余金	5,406	4,553
自己株式	1,436	1,420
株主資本合計	179,010	181,173
その他有価証券評価差額金	15,017	11,156
繰延ヘッジ損益	76	94
土地再評価差額金	9, 7,266	9, 7,262
評価・換算差額等合計	22,206	18,323
新株予約権	75	91
純資産の部合計	201,292	199,589
負債及び純資産の部合計	3,844,299	3,887,274

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	36,887	33,454
資金運用収益	27,599	26,428
(うち貸出金利息)	19,873	18,687
(うち有価証券利息配当金)	7,487	7,524
役務取引等収益	4,349	4,078
その他業務収益	3,222	1,489
その他経常収益	1,715	<sup>1</sup> 1,457
経常費用	34,547	28,440
資金調達費用	2,892	1,967
(うち預金利息)	2,031	1,261
役務取引等費用	1,345	1,386
その他業務費用	456	721
営業経費	<sup>2</sup> 19,463	<sup>2</sup> 20,190
その他経常費用	<sup>3</sup> 10,387	<sup>3</sup> 4,174
経常利益	2,340	5,013
特別利益	<sup>4</sup> 750	-
特別損失	<sup>5</sup> 118	<sup>5</sup> 62
税引前中間純利益	2,972	4,951
法人税、住民税及び事業税	272	950
法人税等調整額	909	769
法人税等合計	1,182	1,719
中間純利益	1,790	3,231

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	37,322	37,322
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	37,322	37,322
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	24,920	24,920
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	24,920	24,920
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	24,920	24,920
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	24,920	24,920
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	12,402	12,402
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,402	12,402
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
当期首残高	234	234
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	234	234
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	97,661	100,161
当中間期変動額		
別途積立金の積立	2,500	3,000
当中間期変動額合計	2,500	3,000
当中間期末残高	100,161	103,161
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	5,147	5,406
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,077	1,077
別途積立金の積立	2,500	3,000
中間純利益	1,790	3,231
自己株式の処分	10	9
土地再評価差額金の取崩	2	3
当中間期変動額合計	1,795	852
当中間期末残高	3,352	4,553

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	115,445	118,203
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	1,077	1,077
別途積立金の積立	-	-
中間純利益	1,790	3,231
自己株式の処分	10	9
土地再評価差額金の取崩	2	3
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>704</b>	<b>2,147</b>
当中間期末残高	116,149	120,351
<b>自己株式</b>		
当期首残高	1,452	1,436
<b>当中間期変動額</b>		
自己株式の取得	4	3
自己株式の処分	27	18
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>23</b>	<b>15</b>
当中間期末残高	1,428	1,420
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	176,236	179,010
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	1,077	1,077
中間純利益	1,790	3,231
自己株式の取得	4	3
自己株式の処分	16	9
土地再評価差額金の取崩	2	3
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>727</b>	<b>2,163</b>
当中間期末残高	176,964	181,173
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	23,643	15,017
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,162	3,860
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>5,162</b>	<b>3,860</b>
当中間期末残高	18,480	11,156
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	6	76
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	11	18
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>11</b>	<b>18</b>
当中間期末残高	17	94



(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	7,300	7,266
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2	3
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>2</b>	<b>3</b>
当中間期末残高	7,297	7,262
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	30,937	22,206
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5,177	3,882
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>5,177</b>	<b>3,882</b>
当中間期末残高	25,760	18,323
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	41	75
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	8	16
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>8</b>	<b>16</b>
当中間期末残高	49	91
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	207,215	201,292
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	1,077	1,077
中間純利益	1,790	3,231
自己株式の取得	4	3
自己株式の処分	16	9
土地再評価差額金の取崩	2	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,168	3,866
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>4,440</b>	<b>1,703</b>
当中間期末残高	202,774	199,589

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：10年～50年 その他：5年～15年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により行っております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,851百万円(前事業年度末は33,968百万円)であります。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 各発生年度に全額損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金の払戻に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>

【会計方針の変更等】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(会計方針の変更)	<p>当中間会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。</p> <p>なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>

【追加情報】

<p>当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 2,466百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,925百万円、延滞債権額は41,934百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は387百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,841百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,089百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,368百万円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 2,428百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,640百万円、延滞債権額は43,451百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は775百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,660百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,528百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,386百万円であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>197,467百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>30,383百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>10,800百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,106百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社の借入金等の担保に供している資産はありません。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金及び敷金は1,850百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、851,907百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが782,008百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	197,467百万円	担保資産に対応する債務		預金	30,383百万円	借入金	10,800百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>199,154百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>11,001百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>29,150百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,985百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社の借入金等の担保に供している資産はありません。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金及び敷金は1,852百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、916,917百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが854,042百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	199,154百万円	担保資産に対応する債務		預金	11,001百万円	借入金	29,150百万円
有価証券	197,467百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	30,383百万円																
借入金	10,800百万円																
有価証券	199,154百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	11,001百万円																
借入金	29,150百万円																

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,615百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 29,702百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金27,300百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は15,744百万円であります。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,238百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 30,273百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金27,300百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は15,488百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																																											
<p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 636百万円 無形固定資産 792百万円</p> <p>3. その他経常費用には、株式等償却4,521百万円、貸出金償却2,951百万円及び貸倒引当金繰入額2,084百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、償却債権取立益723百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当中間会計期間において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額11百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>		<p>1. その他経常収益には、償却債権取立益688百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 714百万円 無形固定資産 1,058百万円</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金償却2,336百万円及び貸倒引当金繰入額1,357百万円を含んでおります。</p> <p>5. 当中間会計期間において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額48百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">香川県内</td> <td rowspan="4">遊休資産及び処分 予定資産 3 か所</td> <td rowspan="4">土地、建物 及び動産</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>(うち土地 4)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物 6)</td> </tr> <tr> <td>(うち動産 0)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">合計</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>(うち土地 4)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物 6)</td> </tr> <tr> <td>(うち動産 0)</td> </tr> </tbody> </table>		場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	香川県内	遊休資産及び処分 予定資産 3 か所	土地、建物 及び動産	11	(うち土地 4)	(うち建物 6)	(うち動産 0)	合計			11	(うち土地 4)	(うち建物 6)	(うち動産 0)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">香川県内</td> <td rowspan="4">遊休資産及び処分 予定資産 5 か所</td> <td rowspan="4">土地、建物 及び動産</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>(うち土地 7)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物 23)</td> </tr> <tr> <td>(うち動産 0)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">香川県外</td> <td rowspan="4">遊休資産及び処分 予定資産 3 か所</td> <td rowspan="4">建物 及び動産</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>(うち建物 17)</td> </tr> <tr> <td>(うち動産 0)</td> </tr> <tr> <td>48</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">合計</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td>(うち土地 7)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物 40)</td> </tr> <tr> <td>(うち動産 1)</td> </tr> </tbody> </table>		場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	香川県内	遊休資産及び処分 予定資産 5 か所	土地、建物 及び動産	30	(うち土地 7)	(うち建物 23)	(うち動産 0)	香川県外	遊休資産及び処分 予定資産 3 か所	建物 及び動産	17	(うち建物 17)	(うち動産 0)	48	合計			(うち土地 7)	(うち建物 40)	(うち動産 1)
場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																										
香川県内	遊休資産及び処分 予定資産 3 か所	土地、建物 及び動産	11																																										
			(うち土地 4)																																										
			(うち建物 6)																																										
			(うち動産 0)																																										
合計			11																																										
			(うち土地 4)																																										
			(うち建物 6)																																										
			(うち動産 0)																																										
場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																																										
香川県内	遊休資産及び処分 予定資産 5 か所	土地、建物 及び動産	30																																										
			(うち土地 7)																																										
			(うち建物 23)																																										
			(うち動産 0)																																										
香川県外	遊休資産及び処分 予定資産 3 か所	建物 及び動産	17																																										
			(うち建物 17)																																										
			(うち動産 0)																																										
			48																																										
合計			(うち土地 7)																																										
			(うち建物 40)																																										
			(うち動産 1)																																										
			<p>当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>		<p>当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>																																								

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	2,103	11	39	2,075	注1,2
合 計	2,103	11	39	2,075	

(注) 1. 普通株式の株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 普通株式の株式数の減少39千株は、新株予約権の権利行使によるもの38千株及び単元未満株式の買増請求によるもの0千株であります。

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	2,102	11	27	2,085	注1,2
合 計	2,102	11	27	2,085	

(注) 1. 普通株式の株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 普通株式の株式数の減少27千株は、新株予約権の権利行使によるもの26千株及び単元未満株式の買増請求によるもの1千株であります。



(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として事務機器等であります。

(イ)無形固定資産

該当事項なし

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として事務機器等であります。

(イ)無形固定資産

該当事項なし

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・

リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	1,190	968	-	222
合計	1,190	968	-	222

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	696	577	-	118
合計	696	577	-	118

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	158	95
1年超	64	24
合計	223	119

リース資産減損勘定期末残高  
前事業年度(平成23年3月31日)  
リース資産減損勘定年度末残高 - 百万円  
当中間会計期間(平成23年9月30日)  
リース資産減損勘定中間会計期間末残高 - 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	125	104
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	124	103
支払利息相当額	0	0
減損損失	-	-

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式等及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式等 2,466百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式等及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式等 2,428百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	5.81	10.49
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,790	3,231
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,790	3,231
普通株式の期中平均株式数	千株	307,990	307,981
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	5.81	10.48
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	104	234
うち新株予約権	千株	104	234
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間純利益 金額の算定に含めなかった潜在株 式の概要		-	-

(会計方針の変更)

当中間会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、5円80銭であります。

(重要な後発事象)

当行は、平成23年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、次のとおり決議いたしました。

取得対象株式の種類	当行普通株式
取得する株式の総数	2,000,000株(上限)
株式の取得価額の総額	800百万円(上限)
取得期間	平成23年11月14日～平成24年1月31日

4 【その他】

(1) 中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第143期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 1,077百万円

1株当たりの中間配当金 3円50銭

(2) 信託財産残高表

資産				
科目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	191	82.46	191	82.80
信託受益権	12	5.36	10	4.60
現金預け金	28	12.18	29	12.60
合計	232	100.00	231	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	232	100.00	231	100.00
合計	232	100.00	231	100.00

(注) 1. 共同信託他社管理財産 前事業年度 百万円、当中間会計期間 百万円

2. 元本補てん契約のある信託については、前事業年度及び当中間会計期間の取扱残高はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月15日

株式会社百十四銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百十四銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百十四銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月15日

株式会社百十四銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百十四銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第143期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百十四銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。